

VIII 憲法をいかし守り、核兵器廃絶、平和・非同盟中立の日本を

- (1) 日本国憲法の、国民主権、恒久平和、議会制民主主義、基本的人権の尊重、地方自治などの理念・原理を国民の暮らしにいかすこと。
- (2) 解釈・明文による憲法改悪を行わず、立憲主義に基づく政治を行うこと。憲法 99 条に基づき憲法尊重擁護義務を厳守すること。
- (3) 「安保 3 文書」閣議決定を撤回すること。
- (4) 核兵器を廃絶し、平和で公正な世界を実現すること。
- (5) 日米安保条約を廃棄し、自衛隊の増強・海外派兵をやめること。
- (6) 国民保護計画を強要しないこと。
- (7) 政党助成金、小選挙区制を廃止し、民主主義を拡充すること。